

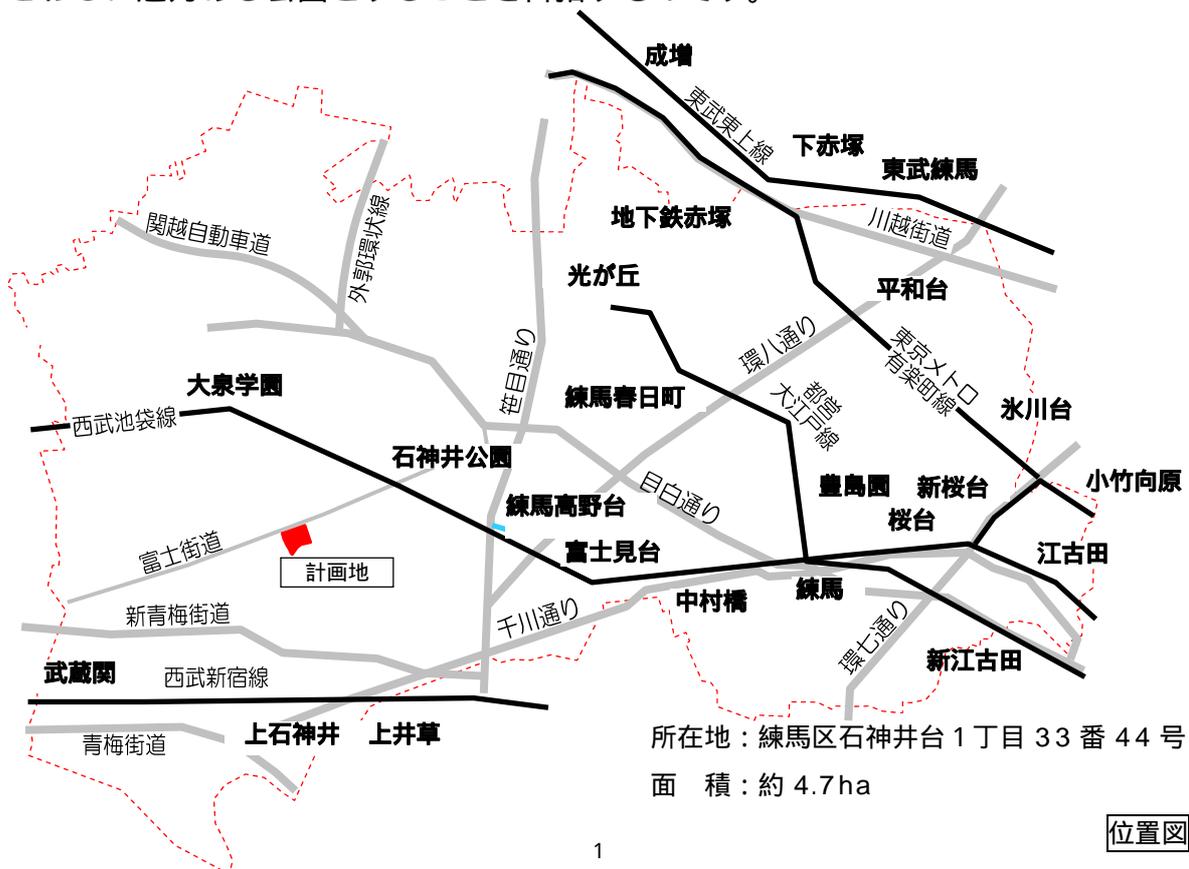
## ．経緯と計画の目的

日本銀行石神井運動場（練馬区石神井台一丁目 33 番地）（以下 石神井運動場）は、日本銀行により昭和 9 年に開設された面積約 4.7ha の運動場で、敷地内には野球場やクラブハウス等の施設があります。昭和 32 年に運動場や都立石神井公園を含む約 41.1ha が、自然の風景等のおもむきや味わいの享受の用に供することを目的とした風致公園「石神井公園」として都市計画決定されました。昭和 50 年には、日本銀行と練馬区で覚書を交わし、テニスコートとグラウンドを区民が利用できるようになりました。

その後、平成 19 年 5 月に日本銀行より、石神井運動場を売却することと、区への貸付を中止したい旨の申し入れがありました。

本運動場の南側、都立石神井公園内には武蔵野三大湧水池のひとつである三宝寺池があり、中の島には、国の天然記念物に指定されている貴重な沼沢植物群落があります。石神井運動場は、三宝寺池沼沢植物群落の地下水の涵養のために重要な土地であり、ここが開発されれば、みどりの消失だけでなく、沼沢植物群落にも危機が及ぶ可能性がありました。そのような事態を回避するため、また引き続き、区民のレクリエーションの場とするため、練馬区はこれを区立公園として整備することとし、平成 20 年 2 月に、日本銀行と練馬区は、売買契約にかかる基本合意書を取り交わしたものです。

本計画は、こうした経緯を踏まえ、石神井運動場を区立公園として整備するにあたり、三宝寺池の涵養地としての機能を十分に発揮させ、さらに、石神井地域にふさわしい魅力ある公園とすることを目指すものです。



## ．現況の把握

### - 1 ．上位関連計画

#### 1 ．都市計画マスタープラン地域別指針（平成 15 年 6 月 策定）

21 世紀の初めから、おおむね 20 年における練馬区の目標とするまちの将来像を具体的に提示するとともに、その将来像を実現するための、仕組みや考え方を明確にすることを目的とする指針です。計画地の位置する第 6 地域については、以下の方向性が示されています。

#### みどりの軸・水の軸と拠点 - 地域にうるおいを与える川と公園を活用したまちづくり

- ・石神井川や白子川がみどりの軸・水の軸で、石神井公園や大泉井頭公園などがみどりの拠点です
- ・石神井川や白子川の親水化を進め、石神井公園を活用するなど、住民参加のもとで、みどりと水を生かした魅力あるまちづくりが望まれます
- ・雨水の地下への浸透など、総合治水の観点からの取り組みも重要です

#### 住宅地 - 良好で安全なまちづくり

- ・住宅地では街並み景観に配慮し、石神井公園周辺の風致を守り、みどりの保全やまちの緑化などに取り組み、良好な住宅地を保全していきます
- ・交通規制、交通安全意識の向上などにより生活道路の安全性を高め、また住民等と協働による防災の取り組みなど、安全で安心なまちづくりを進めていきます



地域構造図（まちの骨格と特性）

出典：都市計画マスタープラン地域別指針

## 2. 練馬区観光ビジョン（平成 15 年 3 月 策定）

練馬区の観光振興の意義および基本的方向を明らかにし、区民および事業者と協働して観光振興に取り組むにあたっての区の指針として策定したものです。練馬区が取り組む観光は、身近な個性あふれるまちを個人やグループで訪ね、都市の景観や生活文化を楽しみ、豊かな時を過ごしてもらう「まち歩き観光」を目指すものです。

計画地については、観光資源として磨きをかけ、また、「まち歩き観光」の快適性を向上させる機能が期待されます。

## 3. 練馬区スポーツ振興基本計画（平成 21 年 3 月 策定）

区民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、身近な地域で「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる豊かでうるおいのある生涯スポーツ社会と、スポーツが盛んな、活気あふれるまち“ねりま”を実現することを目的に策定したものです。

計画の基本目標の実現のため、以下の4つの重点プロジェクトを設定しています。計画地は、地域拠点の一つとして、また、自主的なスポーツ活動の推進の場として期待されるものです。

### 【計画の基本目標】

区民自らがより自主的にスポーツに参加・参画するとともに、地域やスポーツ関係団体、区の協力・連携により、より豊かなスポーツ活動の展開を図ること、スポーツを通して生活や地域を豊かにすること。

### 【重点プロジェクト】

- 「中核となるスポーツ施設の整備」プロジェクト
- 「スポーツ活動をするための地域拠点の確保」プロジェクト
- 「多様な機会の創出による区民の自主的なスポーツ活動の推進」プロジェクト
- 「スポーツ関係団体との連携強化」プロジェクト

## 4. 練馬区環境基本計画 2001-2010（改定計画）（平成 19 年 9 月 改定）

練馬区で実現すべき望ましい環境像を【環境へのやさしさが育む循環・共生のまち ねりま】と設定、環境施策の基本的方向を再構築し、区民・事業者・区の役割をより明確にした計画です。4つの施策の柱のうち、「みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくるために」において、重点施策「みどりと水のまちづくり」が位置づけられ、モデルプランとして拠点の整備を示しています。計画地もネットワークの拠点として整備・機能することを期待されています。

## 5. 練馬区地域防災計画（平成20年度修正）

災害対策基本法に基づく計画で、練馬区の地域ならびに住民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的とし、毎年見直しを行い、必要に応じて修正を行っています。防災に関しては、災害予防・応急対策・災害復興・災害救援の4つの計画からなり、計画地および周辺については、以下の位置づけがなされています。

練馬区避難拠点：石神井中学校 / 石神井小学校

東京都指定避難場所：都立石神井公園一帯

災害時臨時離発着場（候補地）：計画地



計画地周辺の防災地図

出典：練馬区防災地図

## 6. 練馬区みどりの基本計画（平成21年1月 策定）

都市緑地法に基づく計画で、みどりの保全と緑化の推進について、基本的考え方と施策の方向性を総合的に示すものです。みどりの将来像として、「みどりを愛し いのちを守りはぐくむまち ねりま」を掲げ、みどりの目標水準として、区民一人あたりの公園面積6.0㎡の確保と、緑被率30%の実現を設定しています。計画地については、以下の取組みに位置づけられています。

### 大規模公園の整備

身近な公園をひろげるために、大規模な施設や生産緑地等のまとまった広敷地は、積極的に買収し、1.0ha以上の大規模公園の整備を進めます。

### 拠点となる公園等の整備

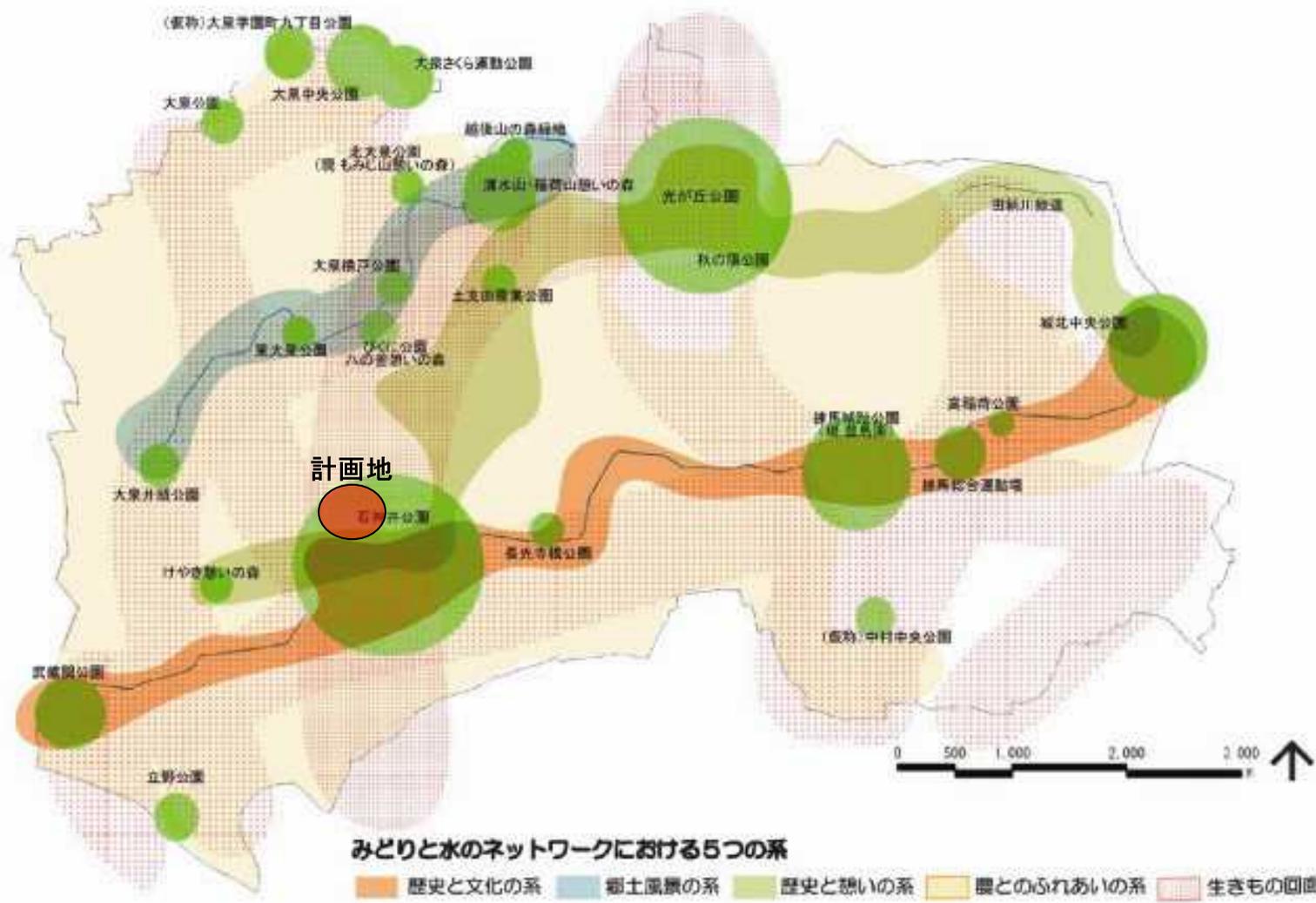
みどりと水のネットワークを形成するために、拠点となる大規模公園を整備していきます。計画地は、5つのネットワークのうち、以下の系において拠点として位置づけられています。

#### 歴史と文化の系

石神井川流域は、川にはぐくまれたみどり豊かな歴史と文化遺産に恵まれていることから、「歴史と文化の系」として、ネットワークの形成を図ります。石神井公園の未開設区域は、都と協力して整備促進を図ることとしています。

#### 生きもの回廊の系

石神井公園、清水山・稻荷山憩いの森等の大規模な緑地は、豊かな自然環境が残っており、多くの生きものの生息が確認されていることから、こうした緑地をつなげ、「生きもの回廊の系」として、ネットワークの形成を図ります。石神井公園の未開設区域は、都と協力して整備促進を図り、樹林の適切な管理を行っていくこととしています。

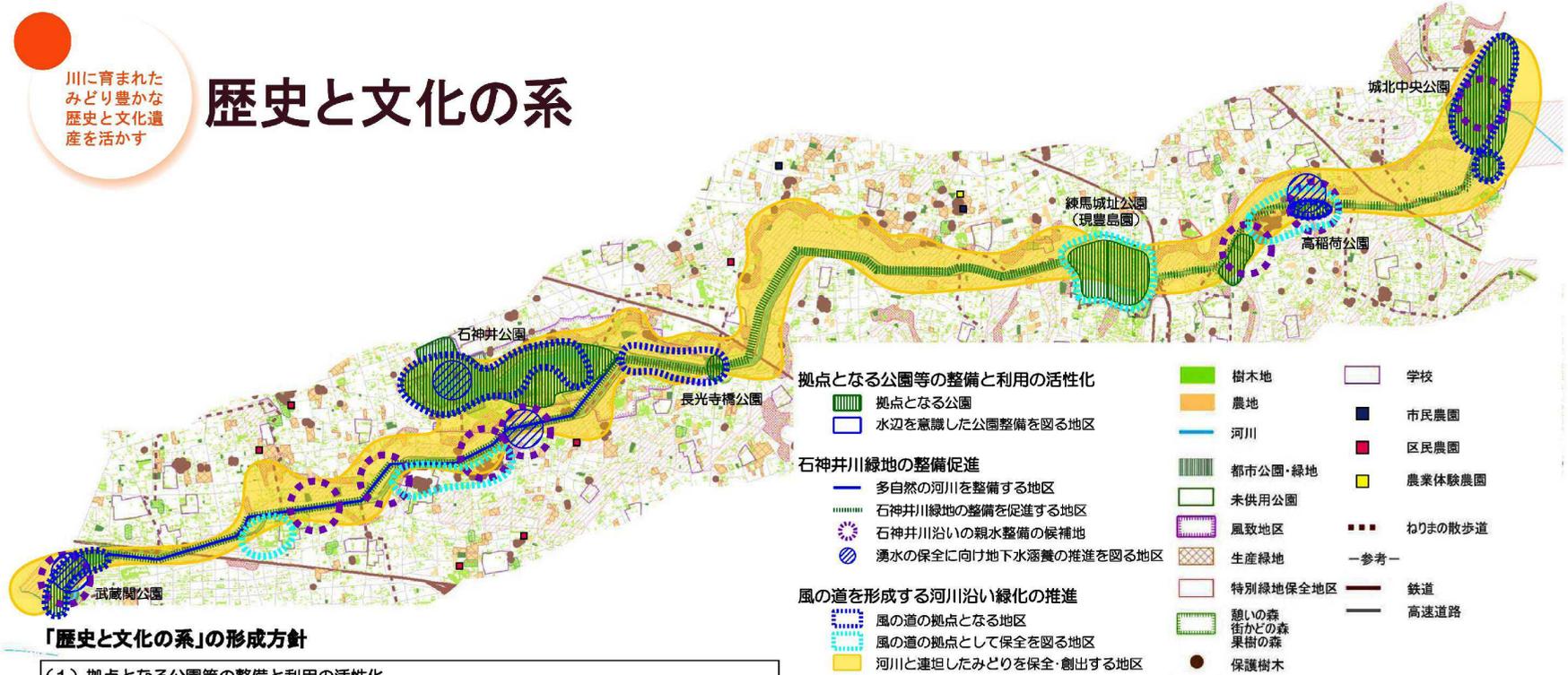


構想図

みどりと水のネットワーク図  
 出典：練馬区みどりの基本計画

川に育まれた  
みどり豊かな  
歴史と文化遺  
産を活かす

# 歴史と文化の系



## 「歴史と文化の系」の形成方針

### (1) 拠点となる公園等の整備と利用の活性化

拠点となる公園	既に開設している都市公園は、ネットワーク計画の拠点となる公園として位置づけ、今後は、園内のみどりの量や質を向上させます。 また、石神井公園の未開設区域は都と協力を図って整備促進を図っていき、城北中央公園の未開設区域は早期開設を都に要請します。
水辺を意識した公園整備を図る地区	高稲荷公園は、練馬の水辺の郷土景観を再生していき、水辺を意識した公園として、再整備します。 また、武蔵関公園は、水辺利用の活性化を図ります。

### (2) 石神井川緑地の整備促進

多自然の河川を整備する地区	石神井川は治水と支障のない範囲で、できる限り河床の自然化を図り、護岸は水生湿生植物の生育や魚類、水鳥の生息の場としての環境整備もすすめます。
石神井川緑地の整備を促進する地区	石神井川から幅員20～40mの範囲は、都市計画緑地として都市計画決定されており川沿いにある桜並木をつなげて桜のプロムナードを創出していきます。また、河川改修により発生した残地を積極的に緑地として整備すること等を、都に要請します。
石神井川沿いの親水整備の候補地	石神井川河川整備計画（出典：河川整備計画/東京都/平成18年）において、親水性確保のための拠点整備候補地にあげられており、都と連携して、区民が水辺に近づけるように、可能な限り緩傾斜護岸や階段護岸に改修していきます。
湧水の保全に向け地下水涵養の推進を図る地区	富士見池付近、三宝寺池北側、石神井川沿いの松ノ木橋下左岸、高稲荷橋上流左岸は、現在も湧水が確認されており、地下水涵養の重要な場となっている周辺の樹林地や農地を保全します。

### (3) 風の道を形成する河川沿い緑化の推進

風の道の拠点となる地区	石神井川は、風の通り道になっており、河川沿いの大規模公園は、冷気のにじみだし効果が期待されることから、風の道の拠点として位置づけ、園内のみどりの量や質をさらに向上させます。
風の道の拠点として保全を図る地区	比較的樹林がまとまっているところは、風の道の新たな拠点として機能させるために、さらに樹林の量を確保します。
河川と連担したみどりを保全・創出する地区	河川や大規模緑地から供給される冷気を温めないように、主に石神井川周辺の低地と斜面地を含むエリアの企業や宅地内のみどりを保全します。また、緑化されていない企業や宅地等は、屋上や生垣化を推進し、また、学校敷地では、ピオトープの整備をすすめています。

- 2 . 法的規制

1 . 計画地

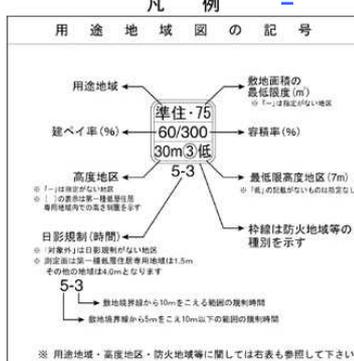
- 第二種風致地区、
- 第一種低層住居専用地域（建ぺい率 30%、容積率 60%）
- 高度地区 10m、防火指定なし
- 都市公園法に基づく制限 運動施設の敷地面積は 50%未満
- 建築面積は 12%未満

2 . 隣接地

- 北：第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 300%）
- 高度地区 20m 防火地域
- 東西：第一種低層住居専用地域（建ぺい率 50%、容積率 100%）
- 高度地区 10m 準防火地域
- 南：第一種低層住居専用地域（建ぺい率 30%、容積率 60%）
- 高度地区 10m 防火指定なし 第二種風致地区
- 北西：都市計画道路 外郭環状線（幅員 40m）



計画地周辺の用途地域等  
出典：練馬区用途地域図



用途地域(特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定	
□	防火指定なし
□	準防火地域
□	防火地域

風致地区	
□	第2種風致地区

- 3 . 社会条件

1 . 交通のアクセス

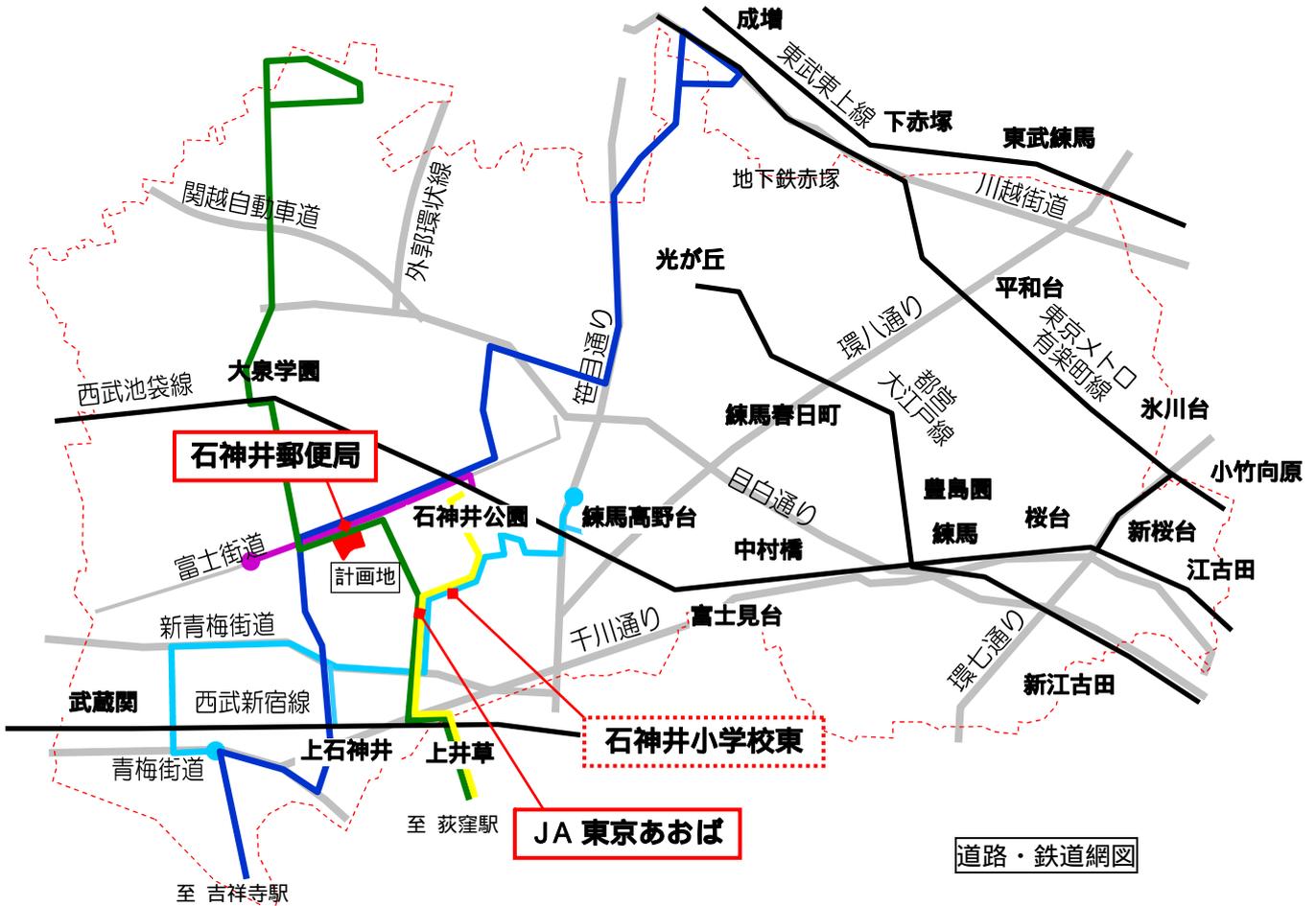
鉄道 - 最寄り駅

西武池袋線石神井公園(1.2km) 徒歩 15 分程度

西武池袋線大泉学園駅(1.4km) 徒歩 20 分程度

バス - 最寄りバス停

石神井郵便局 (ほぼ現在の正門前)



駅名	行き先	運行本数	最寄りバス停(徒歩時間)	
東武東上線 成増駅	吉祥寺駅 西 吉 60/石 11	3本程度 / 1時間	石神井郵便局	
西武池袋線	吉祥寺駅 西 吉 60/吉 60-2	3本程度 / 1時間	石神井郵便局	
	石神井公園駅 北口・南口 西 石 11	2~4本 / 1時間 (夜間のみ)	石神井郵便局	
	荻窪駅 西 荻 14	7本程度 / 1時間	JA 東京あおば 1.1km 徒歩 15分程度	
	大泉学園駅 南口 阿佐ヶ谷駅 西 荻 15/荻 16	3本程度 / 1時間	石神井郵便局	
練馬高野台駅	関町福祉園 関町ルート	1本 / 1時間	JA 東京あおば 1.1km 石神井小学校東 徒歩 15分程度	
西武新宿線	上井草駅 長久保 西 荻 15/荻 16	3本程度 / 1時間		
	上石神井駅	成増町 西 吉 60/吉 60-1/吉 60-2/吉 60-3	3本程度 / 1時間	石神井郵便局
		順天堂練馬病院 関町ルート	1本 / 1時間	JA 東京あおば 1.1km 徒歩 15分程度

(凡例) 西 : 西武バス □ : コミュニティバス (みどりバス)